

昭和二十三年総府令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」といふ。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号。以下「法」といふ。)第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査(以下「審査」といふ。)に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」といふ。)としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票用紙等の様式)

第三条 審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて(当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により)調製しなければならない。

3 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4 法第三十六号の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く)は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

(在外投票用の投票用紙等請求書の様式)

第四条 令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第五条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関する他の事項)

第六条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第七条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」といふ。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十七年八月一六日総府令第五十六号)抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則(昭和三十三年四月二二日総府令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十八年三月二一日自治省令第七号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(昭和五十八年一月二四日自治省令第二十七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(平成元年四月一四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成六年一月二五自治省令第四一号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。
8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成一〇年一月二〇自治省令第一号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。
5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号)抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。
5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二八年五月二七日総務省令第六二号)抄

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」といふ。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうち早い日(以下この項において「公示日」といふ。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査につ

いて適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月二十六日総務省令第一〇〇号）

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日以前までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第三号）抄

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第七、七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日以前までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月一日総務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分等）

第二条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

別記 第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

別記 第一号様式（投票用紙の様式）（第二条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票										
<p>〇 注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p>										
都	道	府	県	市	町	村	区	委員	選挙	管
				甲	野	乙	郎	氏	名	欄

備考

一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができる。紙質のものを使用しなければならない。

二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（特別区の選挙管理委員会を含む。別記第二号様式その備考第一号において同じ。）の印をもつてこれに代えても差し支えない。

三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を副込み式にしても差し支えない。

四 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民
 審査」等と記載しなければならない。
 五 第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄
 の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）
 その一

最高裁判所裁判官国民審査投票 点 字 投 票 ○ 注 意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。	都（道府県） （市）（区）（町） （村）選挙管 理委員会印
---	--

備考
 一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定
 めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
 二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる
 場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべ
 き都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
 三 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民
 審査」等と記載しなければならない。

その二

最高裁判所裁判官国民審査
在外投票票 点字投票

○ 注 意

総務大臣印

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
- 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

別記第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①指定市町村名</p> <p>②この用紙を郵送又は船送した交付した年月日 年 月 日</p> <p>③船員の選挙人名簿登録地等町村名</p> <p>④公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6又は第99条の6の3に係る請求の別</p> <p>2. 不在者選挙権行使等の記載事項 ①氏名（署名）</p> <p>②指定船舶等の名称</p> <p>③この用紙を船員に交付した年月日 年 月 日</p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名（署名）</p> <p>4. 船長の記載事項 ①氏名（署名）</p> <p>②住所</p> <p>5. 代理投票の取扱部の場合 代理投票人の署名</p>	<p>【投票記録部分】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">氏名</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>年齢</td><td></td></tr> <tr><td>性別</td><td></td></tr> <tr><td>職業</td><td></td></tr> <tr><td>選挙区</td><td></td></tr> <tr><td>投票方法</td><td></td></tr> <tr><td>投票時間</td><td></td></tr> <tr><td>投票場所</td><td></td></tr> <tr><td>投票内容</td><td></td></tr> <tr><td>投票結果</td><td></td></tr> </table>	氏名		住所		年齢		性別		職業		選挙区		投票方法		投票時間		投票場所		投票内容		投票結果	
氏名																							
住所																							
年齢																							
性別																							
職業																							
選挙区																							
投票方法																							
投票時間																							
投票場所																							
投票内容																							
投票結果																							
<p>（切り取り線）</p> <p>フタシヨミ送付時の 用紙の高さ （印刷されています）</p>																							
<p>【注意事項記載部分】</p> <p>1 投票送信用紙の交付から送付までの手続 (1) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1. 2. 3欄に記載された事項を併し、修正を加えたりせず、投票記録部分の「欄」に記入し、記載を完了後、投票の取扱いを行ってください。なお、6欄には、当該船員が自署職員である場合には「自署職員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。 ② 投票の取扱いを行った船員は、フタシヨミ送付票を用いて船長から与えられた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の役員宛てに送付してください。 ③ 代理投票の場合、4欄には代理投票人の氏名を記載してください。 ④ 5欄には、代理投票の取扱部の場合以外は記載しないでください。</p> <p>(2) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び記載欄に記載されている事項を併し、修正を加えたりしないでください。 ② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した期間に投票の取扱いを行った後、署名の欄に署名があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長宛てに送付してください。4欄には、記載を完了後、投票の取扱いを行ってください。なお、6欄には、当該船員が自署職員である場合には「自署職員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には、記載を完了後、投票の取扱いを行ってください。</p> <p>(3) 投票の取扱いを行った船員は、フタシヨミ送付票を用いて請求に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長宛てに送付してください。</p> <p>2 投票送信用紙の送付後の手続 (1) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6に係る請求の場合 ① 船員は、送付を行った後、直ちに、投票記録部分、必要事項記載部分及び選挙管理委員会に送付された用紙を、投票記録部分を送票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用紙に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙の裏面に貼り付けて、船長に提出してください。</p> <p>(2) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6の3に係る請求の場合 ① 船員は、送付を行った後、直ちに、投票記録部分、必要事項記載部分及び選挙管理委員会に送付された用紙を、投票記録部分を送票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用紙に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙の裏面に貼り付けて、船長から交付された用紙とともに提出し、本局の届出を行ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長宛てに送付してください。</p> <p>3 船員数が2人以下となった場合の手続 ① 船員は、船員数が2人以下となった場合の手続 (1) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6の3に係る請求の場合 ① 船員は、送付を行った後、直ちに、投票記録部分、必要事項記載部分及び選挙管理委員会に送付された用紙を、投票記録部分を送票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用紙に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙の裏面に貼り付けて、船長から交付された用紙とともに提出し、本局の届出を行ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長宛てに送付してください。</p> <p>(2) 公選13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第99条の6の3に係る請求の場合 ① 船員は、送付を行った後、直ちに、投票記録部分、必要事項記載部分及び選挙管理委員会に送付された用紙を、投票記録部分を送票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用紙に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙の裏面に貼り付けて、船長から交付された用紙とともに提出し、本局の届出を行ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長宛てに送付してください。</p>																							
<p>市 (区) (町) 選挙管理委員会 印</p>																							

編集

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調整しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産新聞紙A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき指定市町村へ公職選挙法第五十九条の六項に規定する指定市町村をいう。(以下同じ。)の選挙管理委員会の印を、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えて差し支えない。
- 四 不正行為を防止することのできる方法で投票送信用紙を印刷することができる場合に限って、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を副込み式としても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、第何最高裁判所裁判官国民審査 等と記載しなければならない。
- 六 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分(一)並びに同法の第五十二条の第三項の第二項(四)並びに同法の第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙(一)並びに同法の第五十二条の第三項の第二項(四)並びに同法の第五十九条の六に係る請求の審査に関する事項を記載する必要がある事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の法務事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

【必要事項記載部分】

1. 南極振興指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
①南極投票指定市町村名 _____

投票日時

②この用紙を郵送に交付した年月日 _____ 年 ___ 月 ___ 日

投票日時

③審査人の選挙人名簿登録市町村名 _____ 年 ___ 月 ___ 日

投票日時

2. 不在者投票管理者の記載事項
①氏名(署名) _____

②投票記載場所 _____

③この用紙を審査人に交付した年月日 _____ 年 ___ 月 ___ 日

3. 立会人の記載事項
氏名(署名) _____

④氏名(署名) _____

⑤住所 _____

前記項目

⑥南極選挙人名簿又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日 _____ 年 ___ 月 ___ 日

5. 代理投票の投票票の場合
代理投票人の署名 _____

【投票記載部分】

☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐

※横書きの投票票には「投票票」と記載すること。
 ※縦書きの投票票には「投票票」と記載すること。
 ※横書きの投票票には「投票票」と記載すること。
 ※縦書きの投票票には「投票票」と記載すること。

(切り取り線)

フックンミ送信時の用紙の向き

【投票事項記載欄】

1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者であることを記述する。

2 「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されるので、審査人は記載事項を記入し、捺印することはない。

3 不在者投票管理者である場合はこの投票送信用紙の交付を受けた審査人は、投票記載場所とする場合で「4. 審査人の記載事項」欄に記入し、捺印し、投票送信用紙を提出してください。

4 投票送信用紙を行った審査人は、同時に不在者投票管理者である場合は指定したフックンミ装置を用い、届出の住所から投票送信用紙を提出してください。

5 「5. 代理投票の投票票の場合」欄には、代理投票人の署名を記載してください。

6 「6. 代理投票の投票票の場合」欄には、代理投票人の署名を記載し、この投票送信用紙をフックンミ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び印刷に注意してください。

7 審査人は、フックンミ装置による送信を行った後は、同時に、投票記載部分、必要事項記載部分及び投票事項記載部分をそれぞれ印し、投票記載部分を投票送信用紙の上にも印刷し、切り取り、投票送信用紙の裏面に貼り付けて、必要事項記載部分を当該投票送信用紙の裏面に貼り付けて、投票に提出してください。

名 二

南 極 投 票 指 定 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の八第三項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審案に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判官国民審査」と記載しなければならない。
- 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「」に、投票送信用紙の必要事項記載部分の「」に「投票送信用紙の必要事項記載部分」の「」に必要事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の必要事項記載部分の「」に必要事項を記載することができる。

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">表</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">最高裁判所裁判官国民審査在外投票</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black; width: 60px; text-align: center;">総務大臣印</td> </tr> </table>	表	最高裁判所裁判官国民審査在外投票	総務大臣印
表			
最高裁判所裁判官国民審査在外投票			
総務大臣印			

備考
 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

裏															
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	×を書き欄 裁判官の氏名の告示順序を示す番号

注意
 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の告示順序を示す番号の上の欄に×を書け(と)。
 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

第五号様式(投票録の様式)(第五条関係)

その一														
最高裁判所裁判官国民審査投票用紙														
何月何日 何日 何時														
何投票区														
1	投票用紙の届出 (届出の地所) 年 月 日 時													
2	投票用紙の変更 年 月 日 時													
3	投票管理 年 月 日 時													
4	投票立会人 年 月 日 時													
5	投票管理の責任 年 月 日 時													
6	投票管理 年 月 日 時													
7	投票の状況													
8	投票用紙の交付 年 月 日 時													
9	投票用紙の回収 年 月 日 時													
10	投票用紙の点検 年 月 日 時													
11	投票用紙の封入 年 月 日 時													
12	投票用紙の封入 年 月 日 時													
13	投票用紙の封入 年 月 日 時													
14	投票用紙の封入 年 月 日 時													
15	投票用紙の封入 年 月 日 時													

第五号様式(投票録の様式)(第五条関係)

備考
 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

- 備考
- この様式は、投票所（法第20条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の3第3項に規定する指定在外選挙区の投票所を除く）における投票録の様式である。
 - 指定区域外に於ける投票録の様式は、本様式と異なる場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則（昭和25年総務庁令第19号）第15条の3第3項の規定により非町村民選管理委員会指定する区域となつた場合には、その旨を「投票録」に記載することとする。
 - 署名人の氏名のみの記載では、署名人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
 - 「署名日付欄」には、横目投票を行った者のうち署名の順目までの順に署名簿を有しなくなつたものも含まれるものであること。
 - 投票所における投票者（有権者と不在投票者）の総数を「投票者」欄に記載すること。
 - 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の職務を行うこととされた期間又は投票管理責任に就任があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間等を記載すること。
 - 投票管理責任に就任があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務管理が職務を行ったとき又は投票管理責任が職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらが事故に及んだ場合において職務管理が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事項を記入すること。
 - 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の職立ちあがりこととされた期間又は投票立会人が職務をした場合にその投票立会人が実際に立ちあがった時間等を記載すること。
 - 投票管理責任又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る職務を記すこと。
 - 署名をする投票管理責任及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理責任及び投票立会人とする。
 - 指定区域投票所等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及びその欄に引継ぎを引くこと。ただし、繰返投票が行はれ当該区域に属する署名人とした不在者投票者の投票を受けた場合は署名人名簿上においてその欄に記入することとされた公職選挙法施行規則第15条の3第3項の規定により非町村民選管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
 - 公職選挙法第15条に於て定められた事項に規定することについては、⑩、投票録、投票及び選挙人名簿を投票管理責任に送附すべき投票立会人（欄）には、投票区及び投票録を投票管理責任に送附すべき投票立会人を記載すること。
 - この様式に掲げる事項のほか、投票管理責任において、投票に関し認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、職務時間を使用することができる。

その二
何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1	共通投票所所在地	年 月 日	期	所 事	出 発 示 年 月 日
2	共通投票所の状況	氏 名	年 月 日	職 務 時間	職務に付置した者の氏名等
3	投票管理責任者	氏 名	年 月 日	職務時間	職務に付置した者の氏名等
4	投票立会人	氏 名	年 月 日	職務時間	職務に付置した者の氏名等
5	投票管理責任者が選任した者	氏 名	年 月 日	職務時間	職務に付置した者の氏名等
6	署名前管理責任者に送附すべき投票立会人	氏 名	年 月 日	職務時間	職務に付置した者の氏名等
7	投票の状況	投票者	不在投票者	投票者	不在投票者
8	共通投票所事務担当者	氏 名	年 月 日	職務時間	職務に付置した者の氏名等

- 何月何日何日
- 投票管理責任者（欄） 氏 名
- 投票立会人 氏 名
- 投票立会人 氏 名
- 備考
- この様式は、共通投票所（法第20条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の3第3項に規定する指定在外選挙区の投票所を除く）における投票録の様式である。
 - 署名人の氏名のみの記載では、署名人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
 - 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の職務を行うこととされた期間又は投票管理責任に就任があり、若しくは投票管理責任者が欠けた場合にその投票管理責任者が実際に職務を行った時間等を記載すること。
 - 投票管理責任に就任があり、若しくは投票管理責任者が欠けた場合において職務管理が職務を行ったとき又は投票管理責任が職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらが事故に及んだ場合において職務管理が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事項を記入すること。
 - 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の職立ちあがりこととされた期間又は投票立会人が職務をした場合にその投票立会人が実際に立ちあがった時間等を記載すること。
 - 投票管理責任又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る職務を記すこと。
 - 署名をする投票管理責任及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理責任及び投票立会人とする。
 - 公職選挙法第15条に於て定められた事項に規定することについては、⑩、投票録、投票及び選挙人名簿を投票管理責任に送附すべき投票立会人（欄）には、投票区及び投票録を投票管理責任に送附すべき投票立会人を記載すること。
 - この様式に掲げる事項のほか、投票管理責任において、投票に関し認める事項があるときは、その一備考に記入することとする。

その三

開 年 月 何 日 行 最高裁判所裁判官国民審査委員 前投開所投票録

1	期 日 前 投 開 年 月 日	投開所何日何				
2	期 日 前 投 開 所 投 票 の 景 況					
(1)	期 日 前 投 開 所 投 票 期 間	期 日 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開				
(2)	期 日 前 投 開 所 における 審 議 の 期 間	開 年 月 日 何 日 何 日 何 日 何 日 何 日 何 日 何 日				
3	投 開 所 管 理 者	氏 名	職 務	職 務 時 間	参 加 時 間	職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等 職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等 職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等
4	投 開 所 立 会 人	姓 名	職 務	職 務 時 間	参 加 時 間	詳 細 の 詳 情 及 び 理 由
(1)	衆 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等
(2)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	(参 加 時 間)				
5	期 日 前 投 開 所 開 票 時 間	午 前 開 票 時 間	午 後 開 票 時 間			
6	投 開 所 の 状 況	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者 による 投 票 者	
(1)	投 開 所 開 票 時 間	氏 名	(再 交 付 の 事 由)			
(2)	決 定 文 字 照 会 書 上 記 票 上 した 者	氏 名				
(3)	不 存 票 投 票 の 開 票 後 及 び 封 鎖 後 開 票 した 者	氏 名				
(4)	高 学 校 上 記 票 上 した 者	氏 名				
7	代 理 投 票 者	署 名 人	職 務	職 務	職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	
(1)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(2)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(3)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(4)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(5)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(6)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	署 名 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	
(7)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	署 名 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	
8	期 日 前 投 開 所 事 務 課 長	職 務	氏 名	氏 名	氏 名	

開 年 月 何 日 開 票 時 間

投 開 所 管 理 者 (職) 氏 名

投 開 所 立 会 人 氏 名

衆 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等

投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者

期 日 前 投 開 所 開 票 時 間

投 開 所 の 状 況

投 開 所 開 票 時 間

決 定 文 字 照 会 書 上 記 票 上 した 者

不 存 票 投 票 の 開 票 後 及 び 封 鎖 後 開 票 した 者

高 学 校 上 記 票 上 した 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

その四

開 年 月 何 日 行 最高裁判所裁判官国民審査委員 投票開票投票録

1	投 開 所 開 票 時 間	期 日 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開 (区) 投 開					
2	投 開 所 の 変 更	年 月 日	商 事	出 告 出 年 月 日			
3	投 開 所 管 理 者	氏 名	職 務	職 務 時 間	参 加 時 間	職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等 職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等 職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	
4	投 開 所 立 会 人	姓 名	職 務	職 務 時 間	参 加 時 間	詳 細 の 詳 情 及 び 理 由	
(1)	衆 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	参 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等	
(2)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	(参 加 時 間)					
5	投 開 所 開 票 時 間	午 前 開 票 時 間	午 後 開 票 時 間				
6	投 開 所 の 状 況	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者	投 開 所 管 理 者 による 投 票 者		
(1)	投 開 所 開 票 時 間	氏 名	(再 交 付 の 事 由)				
(2)	決 定 文 字 照 会 書 上 記 票 上 した 者	氏 名					
(3)	不 存 票 投 票 の 開 票 後 及 び 封 鎖 後 開 票 した 者	氏 名					
(4)	高 学 校 上 記 票 上 した 者	氏 名					
7	代 理 投 票 者	署 名 人	職 務	職 務	職 務 上 代 理 した 者 の 氏 名 等		
(1)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
(2)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
(3)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
(4)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
(5)	代 理 投 票 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
(6)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	署 名 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由		
(7)	投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者	署 名 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由	拒 否 の 事 由		
8	期 日 前 投 開 所 事 務 課 長	職 務	氏 名	氏 名	氏 名		

開 年 月 何 日 開 票 時 間

投 開 所 管 理 者 (職) 氏 名

投 開 所 立 会 人 氏 名

衆 議 院 小 数 区 選 出 議 員 の 参 議 院 上 代 理 した 者 の 氏 名 等

投 開 所 管 理 者 の 選 任 した 者

期 日 前 投 開 所 開 票 時 間

投 開 所 の 状 況

投 開 所 開 票 時 間

決 定 文 字 照 会 書 上 記 票 上 した 者

不 存 票 投 票 の 開 票 後 及 び 封 鎖 後 開 票 した 者

高 学 校 上 記 票 上 した 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

代 理 投 票 者

その六 何年何月何日 最高裁判所裁判官国民審査期日前投票の投票簿

Table with 8 main sections: 1. 期日前投票年月日, 2. 期日前投票の状況, 3. 投票管理, 4. 投票立会人, 5. 投票開票時刻, 6. 投票の状況, 7. 在外審査人の投票の状況, 8. 期日前投票事務従事者.

何年何月何日調製 投票管理(職) 氏名 我々は、この投票簿の記載が真正であることを確認して、署名する。 投票立会人 氏名 投票立会人 氏名

備考 1 この様式は、法第20条第4項の規定によるその期に上ることとなる公職選挙法第40条第3項の規定により認められる何投票第4条の2第1項の規定により市町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票簿の様式である。

第六号様式(開票簿の様式)(第五条関係) 何年何月何日 最高裁判所裁判官国民審査期日前投票の投票簿

Table with 6 main sections: 1. 開票所開設場所, 2. 開票立会人, 3. 開票開票時刻, 4. 投票の内訳, 5. 投票の内訳, 6. 開票事務従事者.

何年何月何日調製 投票管理(職) 氏名 我々は、この開票簿の記載が真正であることを確認して、署名する。 投票立会人 氏名 投票立会人 氏名

備考 1 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合については、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。

第六号様式(開票簿の様式)(第五条関係)

第七号様式（審査分会録の様式）（第五条関係）

何年何月何日
開 行 最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1 審査分会開設場所	都(何道府県)		庁 (何の場所)		
2 審査分会立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1) あらかじめ選任された者					/
(2) 臨時に選任された者					
3 審査分会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分閉会		
4 審査の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率 %
		総 数	国民審査法第22条第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受けたもの		
(2) 罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	
5 選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数					何人
6 審査分会事務従事者	総数 何人 内	1 都道府県選挙管理委員会書記 2 都道府県の職員 3 その他の者		何人 何人 何人	

何年何月何日調製

審査分会長(職) 氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

第八号様式（審査録の様式）（第五条関係）

何年何月何日
開 会 最高裁判所裁判官国民審査審査録

1 審査会開設場所	何 の 場 所				
2 審査立会人	党 派	氏 名	選 任 月 日	参会時刻	選任の事由
(1) あらかじめ選任された者					/
(2) 臨時に選任された者					
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分閉会		
4 審査の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率 %
		総 数	総数の百分の一の数		
(2) 選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数並びにその百分の一の数					
(3) 罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数	氏 名	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票		
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏 名)				
	(氏 名)				
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏 名)				
	(氏 名)				
5 審査会事務従事者	総数 何人 内	1 総務省の職員 2 その他の者		何人 何人	

何年何月何日調製

審査長(職) 氏 名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。